

旭大第12号
令和5年4月4日

旭川市長 今津寛介様

公立大学法人旭川市立大学
理事長 高瀬善朗

公立大学法人旭川市立大学の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準について

公立大学法人旭川市立大学の役員に対する報酬及び退職手当の基準について定めましてので、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

- ・ 関係書類
 - 1 公立大学法人旭川市立大学役員報酬等規則
 - 2 公立大学法人旭川市立大学役員退職手当規則